

平成 2 6 年度業務実績等報告書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 6 年度（第 4 期）
	中期目標期間	平成 2 3 ～ 2 7 年度

2．評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
		法人所管部局	担当課、責任者
		評価点検部局	担当課、責任者
主務大臣			
		法人所管部局	担当課、責任者
		評価点検部局	担当課、責任者

3．評価の実施に関する事項

4．その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標期間中における目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		23年度	24年度	25年度	26年度
		A	A	A	B
評価に至った理由	項目別評価は、業務の質の向上に係る事項7項目においてAとしたが、その他の12項目についてはBであり、また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、評価基準に基づきBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	①労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定への貢献、②ホームページへのアクセス件数は、中期目標期間の4年度目までにすでに目標をクリアしており、また、③外部機関との研究交流に係る研究員数が、中期計画における目標件数を過去4年間とも大幅に上回る業績を上げている。また、平成26年11月には、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること等を踏まえて制定された過労死等防止対策推進法の施行に伴い、過労死等調査研究センターを設置し、調査研究業務を開始した。特に業務運営上の問題は検出されておらず、全体として、順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	A	A	A	B		1－1	P 4
労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施	A	A	A	A		1－2	P 9
研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	B		1－3	P14
成果の積極的な普及・活用						1－4	
労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献	A	A	S	A		1－4－1	P18
学会発表等の促進	A	A	A	A		1－4－2	P21
インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	S	S	S	A		1－4－3	P23
講演会等の開催	A	A	B	B		1－4－4	P27
知的財産の活用促進	B	A	A	B		1－4－5	P31
労働災害の原因の調査等の実施	A	S	S	A		1－5	P34
国内外の労働安全衛生関係機関との協力の推進						1－6	
労働安全衛生分野の研究の振興	A	A	A	A		1－6－1	P37
労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献	A	A	A	B		1－6－2	P42
研究協力の促進	A	A	S	A		1－6－3	P45

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す
難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	B		2－1	P51
業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A	B		2－2	P57
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
運営交付金以外の収入の拡大	B	B	B	B		3－1	P64
経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	B		3－2	P67
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
人事に関する事項	A	A	A	B		4－1	P70
施設及び設備に関する事項	B	B	B	B		4－2	P74
公正で適切な業務運営に向けた取組	A	A	A	B		4－3	P76

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（以下「法」という。）第 3 条（研究所の目的）、第 11 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		指標	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
プロジェクト研究新規課題数	—	3.6 課題	5 課題	4 課題	3 課題	2 課題			予算額（千円）	—	—	—	—	—
国内学会への参加人数	—	231 人	277 人	267 人	270 人	273 人			決算額（千円）	—	—	—	—	—
国外学会への参加人数	—	58 人	31 人	40 人	48 人	59 人			経常費用（千円）	—	—	—	—	—
学会参加人数（国内外合計）	—	289 人	308 人	307 人	318 人	332 人			経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第1 （省略） 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 労働現場のニーズ、実態の把握 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。 労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。	＜主な量的指標＞ プロジェクト研究課題数、国内外学会への参加人数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える課題や職場環境を把握しているか。 ・当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。	＜主要な業務実績＞ 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握 ・研究所主催による「安全衛生技術講演会」や企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問などあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を把握した。なお、研究員が自ら情報収集等のために赴いた現場数は 266 であった。 ・平成 26 年度においては、労働現場の災害調査事案（塩素系有機溶剤ばく露と胆管がん、ベリリウムばく露と健康障害）を反映して「校正印刷過程で使用される洗浄剤含有物質による生体影響と活性代謝物の解明」と「ベリリウム化合物粒子のばく露による毒性に関する研究」を開始した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ・関係業界団体、安全衛生関係団体、厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。 研究員自ら情報収集等のために赴いた現場数は、266 現場に上るなど、積極的な情報収集に努めた。 ・内部・外部評価委員会において、業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえた研究となっているかの観点からの評価を実施し、次年度のプロジェクト研究課題の研究計画に反映させた。 ・関東労災病院と腰痛に係る共同研究を引き続き実施し、労働現場の研究ニーズの把握に努めた。	評定	
							＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

				・労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。	また、労働現場における調査を伴う研究として、引き続き、「保健医療職の交代勤務に伴う健康障害の予防に関する研究」（関東労災病院との腰痛に係る共同研究）及び「建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究」を実施するとともに、新たに「医療現場における抗がん剤等の取扱いに伴う健康障害防止のための労働安全衛生対策」を実施した。 ・研究課題の内部、外部評価に当たって、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかについても重点的に審査した。	・多数の役職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労働現場のニーズの把握に努めた。 以上のように、研究所主催の講演会、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体等の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問、行政との連絡会議などあらゆる機会を利用して労働場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。 これらを踏まえ、Bと評価する。	
	イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に務める。	イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。 労災病院等の関係機関から提供された労働災害事例や業務上疾病事例の調査研究への活用及び連携を図る。	イ 行政との連絡会議等 ・厚生労働省安全衛生部の実務者と研究所研究員との間で日常的に意見・情報交換を行い、安全衛生行政上の課題把握に努めた。また、12月に厚生労働省の実務者と研究所研究員との間で会議を開催し、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて検討を行った。 ・岡山労災病院と共同で石綿関連疾患の迅速診断を目的とした基盤的研究「透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発」を平成26年11月	＜課題と対応＞ なし。			

		ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等との交流会等を開催し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。 産業医科大学との研究交流会を開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。	に開始した。 ・行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、9 課題の調査研究を実施した。 ウ 国内外の学会、会議等への積極的参加 ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ・平成 27 年 1 月に客員研究員・フェロー研究員交流会を開催し、研究所の現状を報告するとともに、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生上の研究動向等についての講演、情報交換を行った。 ・産業医科大学との研究交流会を平成 27 年 3 月に当研究所で開催し、施設見学会、研究発表会、討論、意見交換を行った。 ・日本機械工業連合会、日本電機制御機器工業会、建設業労働災害防止協会、日本建設業連合会、仮設工業会、日本トンネル技術協会、住宅生産団体連合会、全国低層住宅労務安全協議会、日本水道施設協会、日本スーパーマーケット協会、日本パレット協会、日本溶接	
--	--	--	---	---	--

					協会、日本保安用品協会、中央労働災害防止協会、日本作業環境測定協会、労働者健康福祉機構をはじめとする業界団体等との間で、労働安全衛生に関する調査研究について、意見・情報交換を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 11 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		指標	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
プロジェクト研究課題数（計画）	—		13 課題	13 課題	12 課題	11 課題			予算額（千円）	—	—	—	—	—
同上（実績）	—	11.6 課題	13 課題	13 課題	12 課題	11 課題			決算額（千円）	—	—	—	—	—
同上（達成度）	—		100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	—	—	—	—	—
基盤的研究課題数（計画）			36 課題	34 課題	33 課題	40 課題			経常利益（千円）	—	—	—	—	—
同上（実績）		65 課題	37 課題	41 課題	37 課題	48 課題			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
同上（達成度）			102.8%	120.6%	112.1%	120.0%			従事人員数（人）	—	—	—	—	—
行政要請研究課題数		13 課題（行政支援研究）	10 課題	7 課題	8 課題	9 課題								
論文・学会発表数あたりプロジェクト研究費		137 万円	52 万円	61 万円	65 万円	60 万円								
	—													

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記 1 により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。 また、より効果的・	2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記 1 により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成 22 年 10 月)等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。 なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。 また、下記 3 に示	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。 また、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施する。	＜主な量的指標＞ 研究課題数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。 ・プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 ・プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 ・各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。	＜主要な業務実績＞ 2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 ・業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて次のとおり調査研究を実施した。 ・過労死等防止対策推進法(平成 26 年 6 月 27 日公布、同年 11 月 1 日施行)の制定を踏まえ、平成 26 年 11 月 1 日に設置した過労死等調査研究センターにおいて過労死等の調査研究を開始した。 (1) プロジェクト研究 ・独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画(以下「中期計画」という。)及び平成 26 年度計画に基づいて、別添 1 のプロジェクト研究 11 課題を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A ・行政ニーズを踏まえ、過労死等調査研究センターを設置した。 ・行政ニーズや社会的ニーズが明確になった研究に積極的に取り組んだ。 ・プロジェクト研究等については、研究計画書を作成する段階において研究グループ内で研究の方向及び到達目標を検討・設定するとともに、内部・外部評価による事前評価結果に基づき必要な見直しを加え、的確な目標等を設定した上で研究を実施した。 ・研究費総額に占めるプロジェクト研究の研究費が占める割合は 68%であり、これらの研究に 85 人の研究員を投入した。 ・プロジェクト研究、基盤的研究ともに、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価委員会で評価し、その結果を	評定	
							＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。	す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。		また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ・プロジェクト研究の立案、実施に当たって、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定めているか。		予算配分や研究計画の変更等に反映させた。	
(1) プロジェクト研究 次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 (内容略)	(1) プロジェクト研究 中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記 3 に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。 なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数	(1) プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究課題のうち 11 課題(別紙 1)を、研究目的、実施事項、到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。		・効率的な研究への取り組みがなされているか。		・論文・学会発表 1 件当たりのプロジェクト研究費は、前年度と比較し減少した。 ・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 ・平成 26 年度は、9 件の行政要請研究を実施し、3 件について報告書を提出した。 以上のように、労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施している。 特に、平成 26 年 11 月 1 日施行された過労死等防止対策防止法における重要な柱であ	

	イ 産業現場における危険・有害性に関する研究 (内容略)	値目標を含む到達目標を定める。 (研究課題略)				る調査研究業務を担うこととなり、業務を開始した。 これらを踏まえ、Aと評価する。	
	ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 (内容略)					＜課題と対応＞ なし。	
	(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。	(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。	(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究等40 課題(別紙 2)を実施する。	・基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。	(2) 基盤的研究 ・年度途中から開始した課題を含め、48 課題の基盤的研究を実施した。このうち 18 課題については、大学、民間企業等外部機関との共同研究として実施した。 ・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。		
	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請に基づく調査研究を迅速かつ	・行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出しているか。	＜添付資料 1 プロジェクト研究、基盤的研究課題リスト＞ (3) 行政要請研究 ・行政からの要請を受けて、「建築物の解体工事における安全対策に関する		

	性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。	つ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	的確に実施し、第12 次労働災害防止計画を踏まえて、行政施策の科学的根拠となる報告書等を適宜提出する。		基礎的研究」をはじめ 9 課題についての調査研究を実施し、報告書を提出した。		
--	----------------------------	-----------------------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	研究評価の実施及び評価結果の公表		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 11 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期 標 期 間 平 均 値 等）	2 3 年 度	2 4 年 度	2 5 年 度	2 6 年 度	2 7 年 度	指標	2 3 年 度	2 4 年 度	2 5 年 度	2 6 年 度	2 7 年 度
総合業績優秀研究員表彰者数	—	原則 2 名	2 名	2 名	4 名	2 名		予算額（千円）	—	—	—	—	—
研究業績優秀研究員表彰者数	—	原則 2 名	—	2 名	2 名	4 名		決算額（千円）	—	—	—	—	—
若手総合業績優秀研究員表彰者数	—	原則 2 名	2 名	2 名	2 名	3 名		経常費用（千円）	—	—	—	—	—
外部研究評価	外部評価の結果等の公表については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 ヶ月以内に行う。	外部評価の結果等の公表については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 ヶ月以内に行う。	○	○	○	○		経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

		場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定、内部評価等の研究管理に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日から 3 か月以内に研究所のホームページに公表する。	(2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ・平成 26 年 11 月に開催した外部評価委員会においては、平成 26 年度に終了するプロジェクト研究(3 課題)の終了評価を行った。公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等 5 項目についてそれぞれ 5 段階の評価を行った。 さらに評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。 ・評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ 5 名、経済界、労働界の有識者がそれぞれ 1 名である(合計 12 名)。 イ 外部評価の結果の公表 ・平成 26 年度の外部評価の結果及び業務への反映については、報告書として取りまとめ、その全文を平成 27 年 3 月 24 日に研究所ホームページに公表した。		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4－1	労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 11 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値(前中期目標期間平均値等)	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	指標	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
基準の制改定等への貢献	中期目標期間中 5 0 件	中期目標期間中 50 件 (10 件／年)	11 件	10 件 (累計 21 件)	18 件 (累計 39 件)	14 件 (累計 53 件)		予算額（千円）	—	—	—	—	—
役職員が参画した国内外への基準制改定に係る検討等の数	—	60 件	64 件	47 件	57 件	67 件		決算額（千円）	—	—	—	—	—
								経常費用（千円）	—	—	—	—	—
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

					ックが職場の産業保健に与える影響等に関する実証研究」における検討結果が、労働安全衛生法のストレスチェック制度の創設に反映されたものが含まれている。 ＜添付資料 2 役職員の委員派遣等一覧＞	④JIS B 8433 - 1「ロボット及びロボティクスデバイス—産業用ロボットのための安全要求事項—第1部:ロボット」JIS B 8433 - 2「ロボット及びロボティクスデバイス—産業用ロボットのための安全要求事項—第2部:ロボットシステム及びインテグレーション」 ⑤JIS B 6031:2014「工作機械—安全性—旋盤」 があり、 これらを含め 11 課題の研究成果が労働安全衛生関係法令、指針、通達等 14 件の制改定に反映され、4 年間の累計で 53 件と中期目標期間中の達成目標 50 件を上回った。 これらを踏まえ、A と評価する。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

		ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。 エ IT 技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。	ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。		の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 技術資料 TD-No. 3「作業現場における地耐力確認の方法―移動式クレーンを含めた建設機械等の転倒防止対策―」を刊行し、研究所ホームページに全文を掲載した。 ・一般誌等に 101 件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及等を行った。 ・国内のテレビ局からの取材 4 件のほか、静電気防止、有機溶剤中毒の危険性と対策等について新聞・雑誌等からの取材 19 件に協力した。		
--	--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

					7 日に開催された厚生労働省子ども見学デーに参加し、研究成果の発表・実演、研究所の紹介を行った。見学者数は2 日間で865 名であった。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報

4. その他参考情報

